

第 1 章 不確実性と公的年金保険の過去、現在、未来

【注】

- 1) 1957 年 5 月厚生省が 5 人の専門家による国民年金委員会を設置。1958 年 2 月国民年金委員会が「国民年金制度検討試案要綱」を発表。詳細は矢野聡『日本公的年金政策史』125－126 頁。
- 2) 年金論の分岐点は財政検証を正確に「投影(projection)」と理解するかどうかにある。財政検証の試算結果を「予測(forecast)」と呼んで、予測の当否の観点から財政検証を論じる者が未だにいるのも事実である。しかしかつてと比べて、相当に減ったことも確かである。
- 3) 国民年金法の成立を主導した厚生官僚、小山進次郎氏が『国民年金法の解説』（1959）で論じているよう、「無拠出制を基本とすると、その支出を賄うための収入がその時々を経済及び財政事情の影響を受けやすく、場合によっては突発的な財政需要のために年金額をにわかにか引き下げなければならないことさえ起きかねない。イギリスにおいては拠出制を建前としなければならない理由の一つとして、国の財政から独立した年金制度の安定性ということが強調されるのであるが、それは右に述べたことを指しているものである。以上のような理由から年金制度を本格的に発展させようとするならば、拠出制を基本としたものとならざるを得ず、英、米、西独など年金制度の先進国といわれる国はすべて拠出制を原則としており」（34 頁）と考えていたのも、小山氏が財政運営の厳しさ、予算獲得の難しさを熟知していたであろうから、当然のことであると思われる。
- 4) 小山進次郎『国民年金法の解説』114 頁。
- 5) 第 12 回社会保障制度改革国民会議（2013 年 5 月 17 日）厚生労働省提出資料「年金関連 4 法による改革の内容と残された課題、19 頁。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dail2/siryou2.pdf>
- 6) ただし、1968 年刊の『厚生年金保険の 25 年史』（厚生省年金局編）には次の論がある――「高齢年金受給者が必要とする消費物資は、その時代の生産人口層が生産したものであるから、もし、全国民を対象とした制度であるならば、結局、国民所得の一部を生産人口層から移転することになる。…国民所得の一部が移転することは、経済的な事実であって、その限りにおいては、財政方式が賦課方式であっても積立方式であっても、それにはかわりがないことである」。
- 7) 吉原・畑(2016)『日本公的年金制度史』67 頁
- 8) この報告書は、これまで日本の年金不信の病巣となっていた賦課方式・積立方式論争、世代間格差論争、支給開始年齢問題などに関して決着をつけ、さらには、2004 年改革以後に始まった財政検証の役割を前進させて、年金制度の改革のあり方に PDCA サイクルを導入していく。
- 9) 成長会計モデルに関しては、経済前提の専門委員会において、日本を代表するケインジアンである吉川委員の次の発言は特筆に値しよう（第 1 回社会保障審議会年金部会年金財政に

における経済前提に関する専門委員会議事録（2017 年 7 月 31 日）。

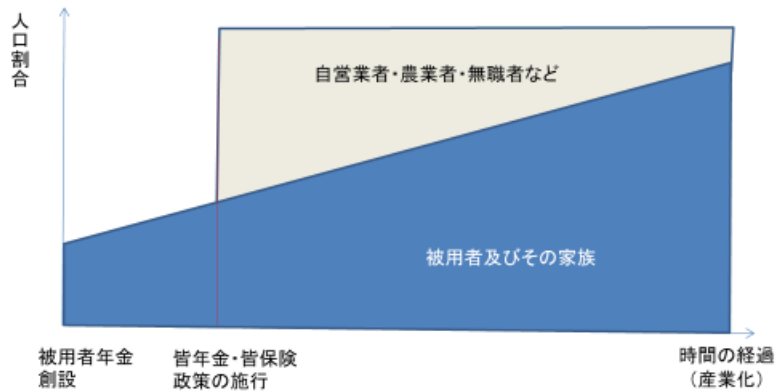
「スタンダードな成長会計のモデルでやるというのは、結論的にはこれしかないだろうと思いますし、私もそのことに異存はないんですが。…成長会計のモデルというのは、通常はいわゆるサプライ・サイドのモデルだと理解される」として「私は、それにはテイクイシュー、異論があるんですが、そのことはちょっと別にして、需要サイドをどう考えるのかということです」。

吉川氏の念頭にある経済モデルは、「同じだけ生産要素を投入したにもかかわらず前より多くのアウトプットが生み出されることを可能にするサプライ・サイドにおける技術進歩ではなく、需要の伸びが大きい新たな財を誕生させるという意味で技術進歩の「需要創出」(demand creation) 効果が重要な役割を果たす(モデル)」(吉川洋(1999)「日本経済の潜在成長率」『経済研究』50 巻 3 号, 234 頁)である。このモデルは、人口も全要素生産性も登場することなく、ポアソン過程により新たな財が誕生する成長モデルである。

今は、成長会計を用いて財政検証を行っている。経済をどう見るかには多元的な観点に関係するものであり、ここでは、財政検証で用いられているコブ・ダグラス型生産関数における諸変数間の因果関係をどのように読むかについても、随時慎重な考察が必要であることを指摘しておくにとどめておこう。

- 10) 第 7 回社会保障審議会年金部会（2019 年 1 月 30 日）における出口治明委員による発言。
- 11) 坂本純一氏は、当時の様子を次のように表現している（「数理の目 76 国民年金というロマン」『年金時代』2013 年 9 月号）。
- 12) 国民皆年金実現のための検討が行われていたころの話として、当時自由民主党政務調査会調査役をしていた喜多一雄氏が次のような述懐をしている。国民年金制度創設のために、米、英、仏、西独各国の状況調査に行った。その結果を当時自由民主党で国民年金実施対策特別委員長をしていた大蔵省出身の野田卯一衆議院議員に報告したが、その際、これらの国は本気で自営業者の年金には取り組んでいないこと、英や西独の年金局長からは費用ばかりかかるのでよした方がいいというアドバイスをもらったことを伝えた。これに対し、野田委員長は「欧米ができぬと思いついでいることでも、日本に成就できることがある」と応えられた。
- 13) 小山進次郎「国民年金制度創設の舞台裏」『国民年金二十年秘』38 頁
- 14) 小山進次郎『国民年金法の解説』1 頁
- 15) 中村秀一（2016）『社会保障制度改革が目指しているもの』26 頁
- 16) 小山進次郎『国民年金法の解説』33 頁
- 17) 「数理の目 82 制度創設時の論点⑤」『年金時代』2014 年 3 月号 37 頁
- 18) 厚生年金では 1985 年の基礎年金導入時に 70 歳までの繰下げ受給が導入される。

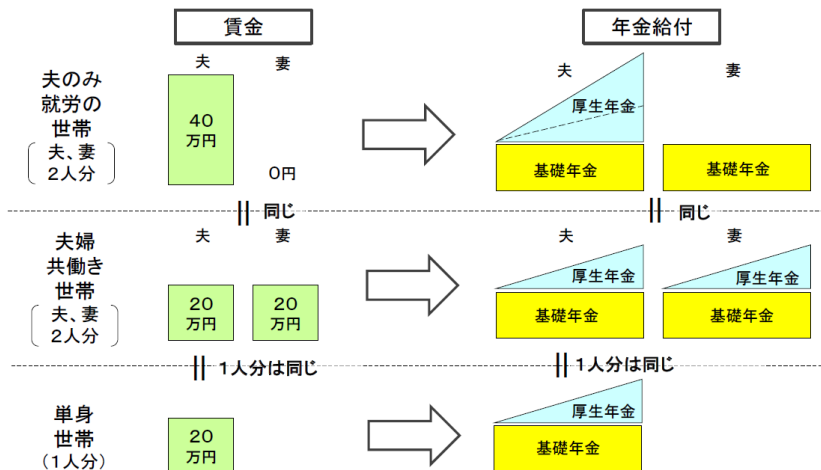
19) 図表 1 財政調整の必然性



出所：『ちょっと気になる医療と介護 増補版』107 頁

20) 図表 2 公的年金の負担と給付の構造 (世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



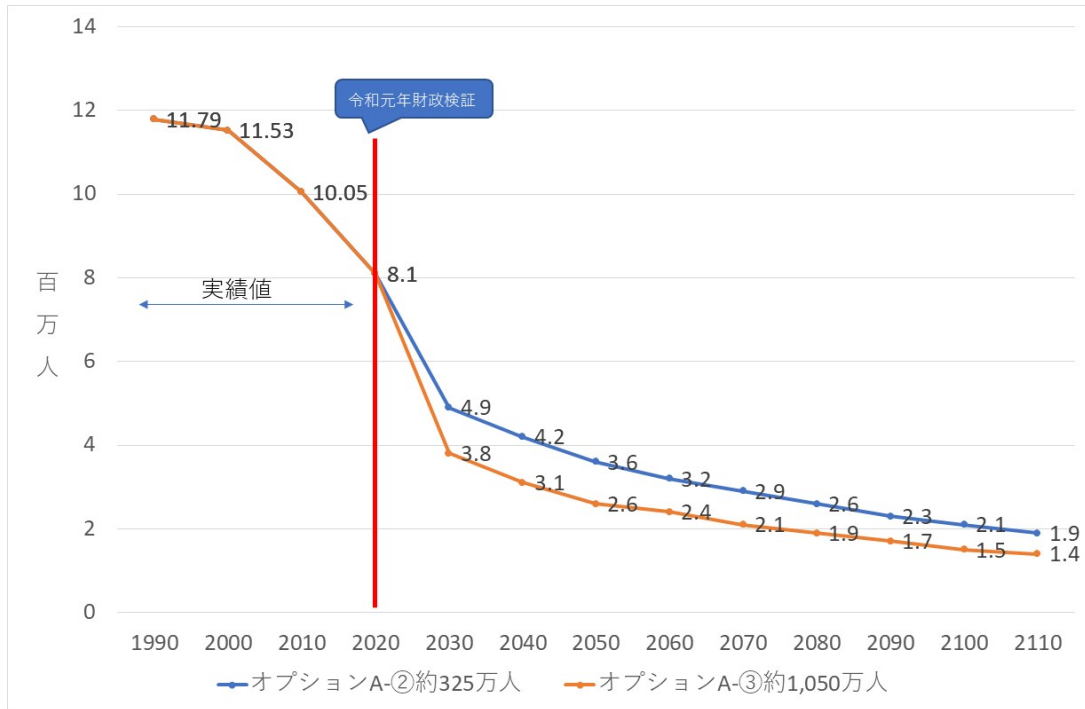
賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金額、所得代替率は同じ。

出所：厚生省年金局 (2019) 『令和元年財政検証 資料 4』13 頁。

権丈善一「公的年金保険の根本原則、知っていますか? —消費の平準化という言葉も覚えておこう!」『東洋経済オンライン』(2020 年 11 月〇日) 参照

21) 権丈善一「知ったらびっくり!? 公的年金の「3号分割」——「女性と年金」の未来はどうなっていくのか」『東洋経済オンライン』2020 年 10 月 12 日) 参照。

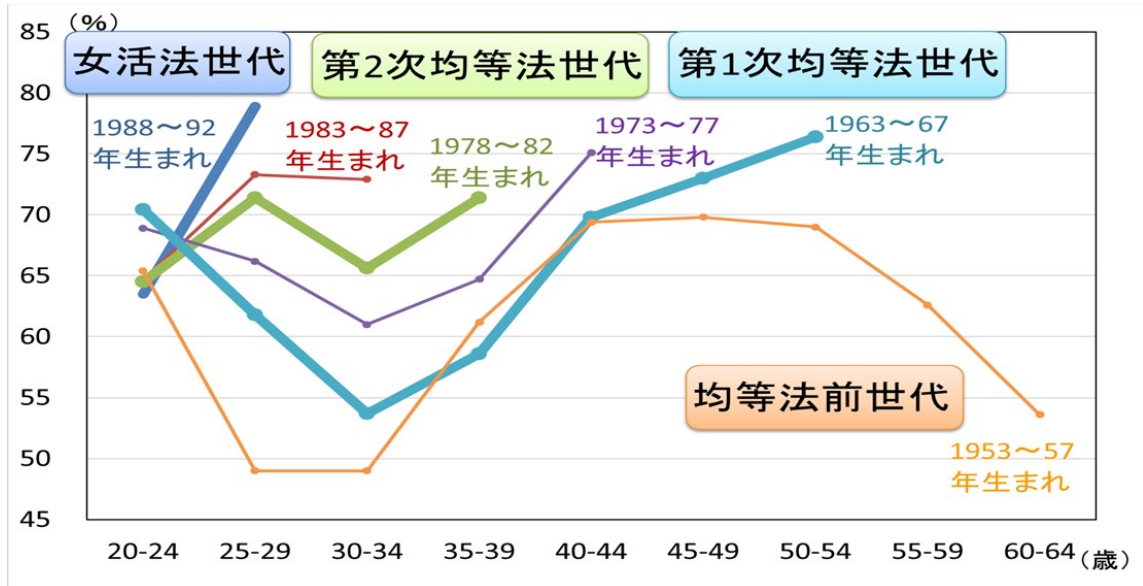
22) 図表 3 令和元年財政検証における第 3 号被保険者数の前提



出所：『ちょっと気になる社会保障 V3』193 頁

23) 青柳親房『戦後社会保障の証言』263 頁

24) 図表 4 女性の出生コホート別年齢階層別就業率



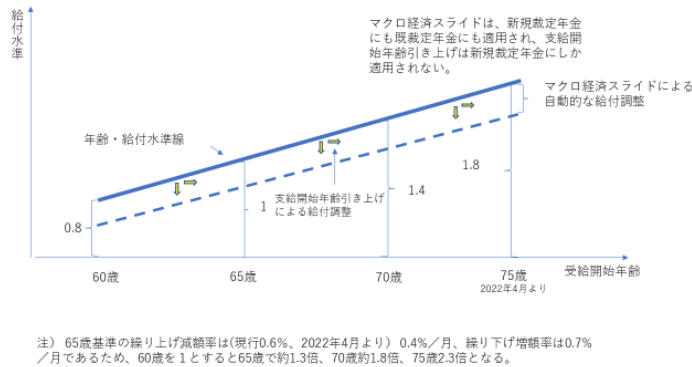
出所：権丈英子 (2000)『ちょっと気になる「働き方」の話』52 頁

25) 『戦後社会保障の証言』238 頁

26) 『戦後社会保障の証言』(263 頁) における青柳親房氏の言葉。1985 年改革に年金局年金課長であった辻哲夫氏は次のように述べている——「40 年加入 5 万円という基礎年金の水準

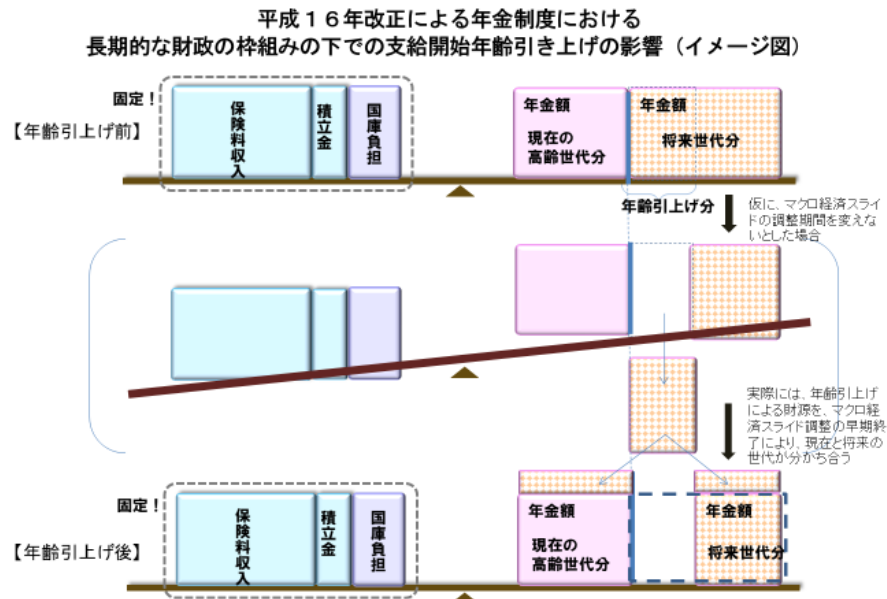
の根拠は、資料を集めたら、家計調査などで、説明ついたんですよ。私は、「皆既日食だ」と言ったぐらい、当時、制度技術者として感動ものでした」『戦後社会保障の証言』251 頁。
 なお、国民年金 25 年加入約 5 万円が基礎年金 40 年加入 5 万円に調整されたのは、制度の成熟化（平均被保険者期間の延伸）に対応した乗数の調整による。

27) 図表 5 受給開始時期自由選択制



出所：筆者作成 (『ちょっと気になる社会保障 V3』180 頁、知識補給図表 1 に若干の加筆)

28) 図表 6 いわゆる「支給開始年齢引き上げ」の影響



出所：厚労省年金局作成

いわゆる「支給開始年齢の引き上げ」は、将来世代の給付水準を引き上げるのには効率が悪く、「支給開始年齢」という惑しい漢字六文字の持つ印象のために政治的にもセンスが悪い。要は、保険料水準固定方式の下で将来世代の給付水準を上げるためには、被保険期間を延長して、年金財政への収入を増やすという方法の他に、現在の給付をカットして、そこでセーブできた資金を将来世代の給付確保に回せばいいわけで、その方法はいろいろある。

マクロ経済スライドの見直しを考えても、名目下限の撤廃もそうであるし、現在の基礎年

金が 2004 年改革時に予定されていた給付水準よりも高くなっていることを視野に入れば、現下のスライド調整率を基礎年金に対して引き上げることも技術的には考えられる。他にも様々な方法があるのだが、いかなる方法を用いても、基礎年金の給付水準改善は国庫負担の増加を必ず伴う。

問題は、年金は年金の世界で閉じておらず、既に出されている基礎年金改善案と新たに考えられる案のいずれが、税、財政や労働政策、そして他の年金改革案との整合性を備え筋の通った理由付けを持っているかである。そうした比較考量を終えた後の新たな提案でなければ、これまで繰り返し生じてきたように政策論が混乱するだけである。

- 29) たとえば、高年齢者雇用安定法が 2020 年に改正されて、70 歳までの就業を事業主が支援することが決められ、2021 年 4 月施行とされている。こうした政策の動きについては、2018 年の第 5 回社会保障審議会年金部会（10 月 10 日）にて、権丈は次の発言をしている。ここにある「見せかけの相関」というタームは、キーワードとして理解してもらいたい。

「今、60 歳台前半の就業率が高まっているのは、支給開始年齢の引き上げが直接の原因なのではなくて、高年齢者雇用安定法が企業に 65 歳までの雇用確保措置を義務づけているからというのが普通の物の見方ではないだろうか。いわばこれまで観察されてきた支給開始年齢の引き上げと 60 歳台のこの国における就業率の上昇は見せかけの相関だった。

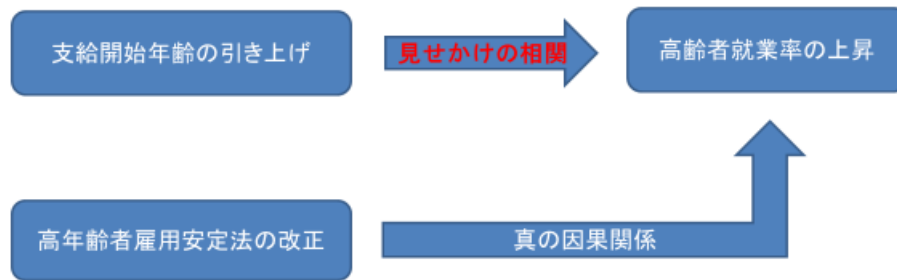
ここからがおもしろいのですけれども、今、興味深いことが起こっていて、政治家たちが平成 16 年の年金改正の意味、つまり、保険料固定方式とマクロ経済スライドの意味をかなり正確に理解するようになってきて、旧来の支給開始年齢の引き上げは必要ではないというように考え、この国にとって必要なことは、人々が長く社会に参加することだと。そして、年金は繰り下げを薦めることが重要であるということがわかってきています。今、政治のほうでは、彼ら自身が、ちょっと前のめりかもしれないのですけれどもと言っているのですが、年金部会とか年金局が何も言っていないのに、高年齢者雇用安定法をさらに改正して、雇用確保措置の対象を 66 歳とか 67 歳、68 歳、さらには 70 歳まで延ばせればと考えているみたいなのですね。

その是非はここでは言いませんけれども、もし高齢法が改正されて、例えば 67 歳までの雇用が義務化されると、高齢者の就業はふえると思います。つまり、これから先、ようやく支給開始年齢の引き上げと雇用の延長が高齢法を経由した見せかけの相関だったということが明確に証明される時代が来るかもしれない。ただ、未だに支給開始年齢の引き上げに未練がある人たちは、どうもそれが高齢者の就業率上昇の直接の原因であると考えたいようでして、これがないと高齢者の就業率は高まらないと言いたいようなのですけれども、それは違うよねということは、きょうの資料の中で確認できるし、支給開始年齢の引き上げと高年齢者雇用安定法は平行に全部動いてきているから、今まではどちらが原因となかなか言えず、いわばヨミの世界の話だったのですけれど、これから先、もしかすると高齢法のみが先に動いて、社会実験の場が生まれてくるかもしれないと思っておりますので、コメントさせていただきます。」

そして 1 年半後の 2020 年に、「高年齢者雇用安定法」が、高齢者の就業を促すために、

年金と関係なく動き、3月31日に成立する。

高齢者就業率をめぐる、見せかけの相関と真の因果関係

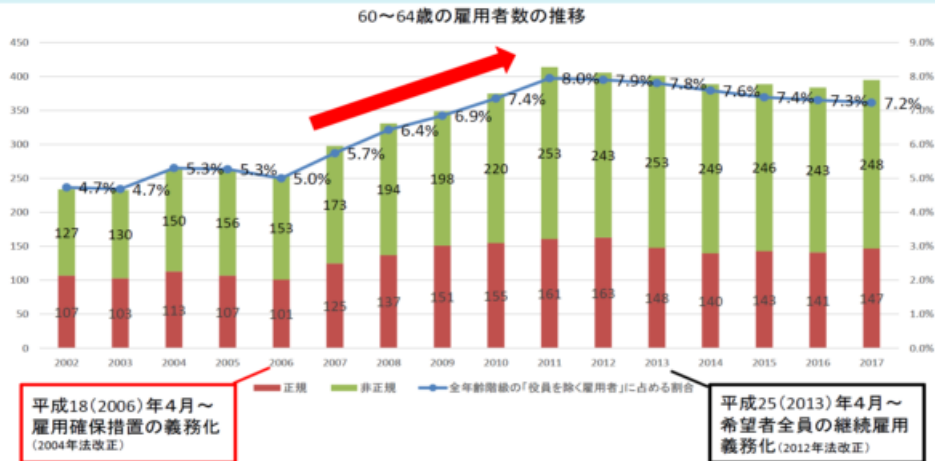


- ・2004年改正(65歳までの就業機会確保)
 2006年4月より、65歳までの雇用確保措置義務化
- ・2020年改正(3月31日成立 70歳までの就業機会確保)
 2021年4月より、70歳までの雇用確保措置努力義務
 (今後の進捗状況をみながら、高齢法改正の可能性は当然ある)

1

高齢者(60～64歳)の雇用者数の推移

- 60～64歳の雇用者数については、2004年の高齢者雇用安定法の改正(高齢者雇用確保措置の義務化。2006年施行)と、団塊世代が60歳台に到達したこと(※)を受けて、2006年以降大きく増加。
- (※)団塊世代の先頭集団(1947年生まれ)は2007年に60歳台入り
- ここ数年は、60～64歳の就業率は上昇を続けているものの、団塊世代が65歳以上に移行し、60～64歳人口が減少していることも影響し、雇用者の絶対数はやや減少。



資料：総務省統計局「労働力調査」(詳細集計)
 注1) 雇用者数は、役員を除く雇用者数である。注2) 2005年から2009年までの数値については、2010年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列連続数値を使用している。
 注3) 2011年は確定推計値である。

12

第5回社会保障審議会年金部会(2018年10月10日)資料1、12頁

30) プログラム法における文言は次である。

(1) マクロ経済スライドの見直し

将来の保険料負担水準を固定した以上、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準を相対的に高く維持することができる。このため、マクロ経済スライドについては、仮に将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に

進める観点から、検討を行うことが必要である。

(2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加していることが、本来被用者として必要な給付が保障されない、保険料が納められないというゆがみを生じさせている。このような認識に立って、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要なことである。

(3) 高齢期の就労と年金受給の在り方

世界に目を向けると、高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が多くの先進諸国で取り組まれている。

31) プログラム法、正式名称は「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(2013年12月成立)より

五 公的年金制度

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(第六条第二項関係)

- (一) 国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- (二) 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- (三) 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

32) 令和元年財政検証資料 3-1 「2019 (令和元) 年オプション試算結果」 24 頁

33) 図表 7 オプション A とオプション B の組み合わせ試算

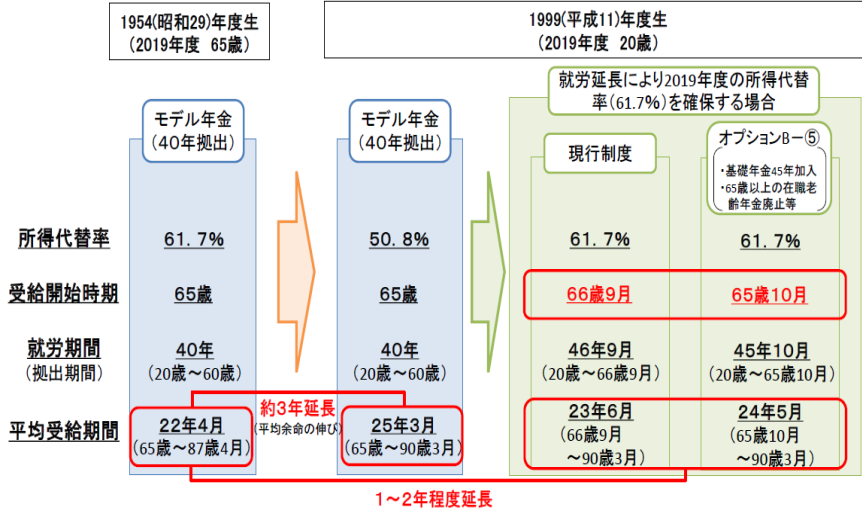
	現行制度	オプション B ①～③全て実施		組み合わせ効果			
	給付水準調整後	適用拡大 325 万	適用拡大 1,050 万人	ポイント		%	
所得代替率	(40 年拠出 65 歳受給)	(40 年拠出 65 歳受給)					
ケース I	51.9%	59.6%	63.0%	8	11	15%	21%
ケース II	50.8%	58.6%	62.4%	8	12	15%	23%
ケース III	44.5%	51.6%	54.9%	7	10	16%	23%

注：オプション A 適用拡大 325 万人 賃金要件、企業規模要件を廃止
 適用拡大 1,050 万人 一定以上の収入のある全雇用者を適用
 オプション B ① 基礎年金の拠出期間延長
 ② 65 歳以上の在職老齢年金の廃止
 ③ 厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長

出所：『ちょっと気になる社会保障 V3』 221 頁

34) 図表 8 足下(2019 年度の所得代替率 (61.7%) 確保に必要な受給開始時期の選択 (ケース III)

<経済前提: ケースⅢ、人口前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)>



出所：厚生省年金局(2019)『令和元年財政検証 資料4』9頁。

35) 図表 9 生産性上昇要因分析 (中小企業 %)

期間	合計	事業所内	事業所間	参入	退出
2003-2007	0.48	0.15	0.58	0.26	-0.59
2007-2009	-1.01	-1.04	0.76	0.11	-0.82
2009-2013	0.17	-0.02	0.71	0.13	-0.71

出所：星岳雄氏による「選択する未来 2.0」(2020年3月27日)での報告資料より。星氏は、深尾京司他(2018)「中小企業における生産性動学：中小企業信用リスク情報データベース(CRD)による実証分析」『経済研究』69(4) 363-377より作成。

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20200327/shiryou2.pdf>

36) 権丈善一「2020 年年金改革は野党炎上商法の潮目になるか——コロナ下での与野党協議が示した年金の未来」『東洋経済オンライン』(2020年6月20日)参照。

〔主な参考文献〕

小山進次郎(1959)『国民年金法の解説』時事通信社

坂本純一「数理の目」(2007年6月号~2017年3月号)『月刊年金時代』社会保険研究所
 社会保障制度改革国民会議報告書(2013)

菅沼隆・土田武史・岩永理恵・田中聡一郎著(2018)『戦後社会保障の証言』有斐閣

吉原健二・畑満(2016)『日本公的年金制度史』中央法規

矢野聡(2012)『日本公的年金政策史』ミネルヴァ書房

第 2 章 長期就労と年金制度

【注】

- 1) 2019 年財政検証では、2047 年度・50.8%まで下げていくことが想定されている（ケースⅢ・中位推計の場合）。
- 2) 2020 年現在、①週の所定労働時間が 20 時間以上、②雇用期間が 1 年以上、③賃金月額 8.8 万円以上、④501 人以上の企業に勤めているという要件を満たす場合も社会保険が適用となっており、2020 年改正において、②の要件は撤廃し、④の要件については 2024 年までかけて 51 人以上の企業まで拡大することが決まっている。
- 3) 賃金要件について、国民年金保険料とのバランスを気にして 8.8 万円より下への引き下げを躊躇する見解があるが、厚生年金（国民年金第 2 号）と国民年金（第 1 号）は制度を異にし、保険料の徴収方法自体が違っているものであり、ほかにも多くの相違点があることを考えれば、現行制度体系を前提として考える以上は、両者の整合性を考える必要はないものと思われる。
- 4) 世帯のモデルを共働き世帯に改める場合には、老後の夫婦世帯に対する所得保障の水準を変えないとする考え方に立てば、従来「厚生年金 1 人分+基礎年金 2 人分」であったものを「厚生年金 2 人分+基礎年金 2 人分」で賄うことになるから、厚生年金あるいは基礎年金の 1 人当たりの水準自体の引き下げにつながることに注意する必要がある。
- 5) 基礎年金創設時に 20 歳未満障害基礎年金を除き福祉年金は廃止されている。
- 6) 現在の仕組みの下では、受給開始時期の繰下げは財政的に中立であるため、財政上の解決にならないことを主張する論者があるが、ここではそのこととは別に、繰上げ受給や繰下げ受給でない標準的な給付額が支給される年齢（制度上の支給開始年齢）を例えば 65 歳でなく 60 代後半とすることを支給開始年齢の引上げとっており、年金給付総額も、65 歳から（繰り上げて）支給を受けた個人の受給額も、いまよりも少なくなることを想定している。
- 7) 支給開始年齢の引上げについては、同様の理由から将来的な課題となるとする堀（堀勝洋（2019）「在職支給停止制度の見直し及び立法論としての受給開始年齢論」『週刊社会保障』3005 号）、畑（畑満（2017）「公的年金に対する現状認識と課題」年金総合研究所編『年金制度の展望——改革への課題と論点』東洋経済新報社）、嵩（嵩さやか（2018）「年金支給開始年齢の引上げについて考える」『週刊社会保障』2974 号）に対し、丸谷（丸谷浩介（2018）「年金支給開始年齢引き上げの論点整理」『週刊社会保障』2987 号）は早期退職による繰上げ受給者に不利になることから、また権丈（権丈善一（2017）「年金の誤解と克服と到達点」『日本年金学会誌』36 号）は繰上げ・繰下げ制度によって受給開始時期はすでに自由に選べるようになってきているとして、消極的である。なお、支給開始年齢を段階的に引き上げ、それに応じて単価・乗率を引き上げることで、改正の財政中立性を確保するとともに将来世代の給付改善を図るという山崎（山崎泰彦（2020）「社会保障・年金制度改革の到達点と政策課題」日本年金学会第 40 回総会記念講演）は、新たな支給開始年齢引上げ論として注目さ

れる。

- 8) 繰上げ減額について堀（堀勝洋（2019）「在職支給停止制度の見直し及び立法論としての支給開始年齢論」『週刊社会保障』3005号）同旨。一方、繰下げの促進について、畑（前掲注（7））は後世代の負担になるとして消極的である。
- 9) 制度設計上、公的年金の上乗せ部分にあたるプラスアルファの部分は代行部分の 3 割以上になるように規制されたほか、代行部分の 2.7 倍までの積立金の特別法人税は非課税とされていた。その後の改正で 3.23 倍となっている。

第 3 章 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大

【注】

- 1) 厚生年金保険発足当時は、1 階建ての所得比例年金であったが、1954 年改正によって、定額部分と所得比例部分の 2 階建ての体系に再編成された。
- 2) 1980 年 6 月 6 日付け厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長内翰による。
- 3) 雇用者総数に占める短時間労働者(週就業時間 35 時間未満の者)の割合は、1960 年 6.3%、1970 年 6.7%、1980 年 10.0%、1990 年 15.2%、2000 年 20.0%に推移している(総務省『労働力調査』)。
- 4) また、未婚者のみならず、シングルマザーでも、主たる生計維持者として短時間労働に従事する人が相当程度いる。
- 5) アンケート調査の対象者は、適用拡大前の被保険者区分が「第 1 号被保険者」「第 3 号被保険者」「その他の労働者」であった 3,323 人の短時間労働者。
- 6) 「働き方は変わっていない」と回答した者のうち 12.9%は、適用拡大前は第 2 号被保険者以外であったが、適用拡大後に第 2 号被保険者になっている。
- 7) 一方、報酬比例部分の給付水準の低下幅がさほど大きくないのは、新たに第 2 号被保険者となった者がフルタイム労働者となって一定の保険料負担が可能となることや事業主負担分の増加の影響などが考えられる。

〔参考文献〕

- 権丈善一 (2020) 『ちょっと気になる社会保障 V3』 勁草書房
- 権丈善一 (2017) 「勿凝学問 397 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大—議論への参加とパブリックリレーションズの在り方」
- 厚生省 (1976) 『厚生白書 (昭和 50 年版)』
- 厚生省 (1958) 『厚生白書 (昭和 32 年版)』
- 厚生労働省 (2019) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019 (令和元) 年オプション試算結果—」 (2019 年 8 月 27 日)
- 厚生労働省 (2011) 『厚生労働白書 (平成 23 年版)』
- 厚生労働省年金局 (2019a) 「年金制度改正の検討事項」 (第 15 回社会保障審議会年金部会、2019 年 12 月 25 日、資料 2)
- 厚生労働省年金局 (2019b) 「被用者保険の適用事業所の範囲の見直し」 (第 14 回社会保障審議会年金部会、2019 年 11 月 13 日、資料 1)
- 厚生労働省年金局 (2018) 「被用者保険の適用拡大について」 (第 4 回社会保障審議会年金部会、2018 年 9 月 14 日、資料 1)
- 厚生労働省年金局数理課 (2015) 『平成 26 年財政検証結果レポート—「国民年金及び厚生年金

- に係る財政の現況及び見通し」(詳細版)一』
- 雇用と年金に関する研究会(2002)「厚生年金の適用基準について」(第1回「雇用と年金に関する研究会」資料4-3、2002年6月5日)
- 社会保障審議会年金部会(2019)「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(2019年12月27日)
- 永瀬伸子(2013)「非正規雇用と社会保険との亀裂」(濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用 福祉 + α ⑤』ミネルヴァ書房、169-188)
- 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会(2019)「『働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会』における議論のとりまとめ」(第10回社会保障審議会年金部会、資料2-2、2019年9月27日)
- 濱口桂一郎(2020)「年金保険の労働法政策」(労働政策研究・研修機構『労働政策レポート』第13巻、2020年1月)
- 労働政策研究・研修機構(2018)「『社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査』及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果」(JILPT 調査シリーズ No.182)

第 4 章 公的年金財政

【注】

- 1) 玉木 (2004) では「負担とは給付のことである」と表現されている。
- 2) 「積立方式」という用語は、そのほか企業年金で用いられる事前積立方式の意味にも使われたり、個人勘定にお金を積立てる拠出建での年金制度の意味に使われたりして、議論が混乱することがあるので、議論をするときには意味を確認したうえで使用することが必要である。
- 3) ドイツはこの経験から、1950 年代に完全な賦課方式に移行した。
- 4) 平準保険料方式による保険料率により給付を賄うと、制度発足当初は保険料収入に比べて給付費は極めて少ないので、積立金が積み上がることになる。この現象を指して、平準保険料方式により保険料率を定める財政運営を「積立方式」と呼んだ。「厚生年金保険制度は積立方式で出発した」と言われるのはこのためである。その後、企業年金で採用されている事前積立方式や、個人勘定にお金を積立てる方式も積立方式と呼ばれるようになり、用語の混乱が発生しているが、議論の際には前提と概念を整理して議論する必要がある。
- 5) 1944 (昭和 19) 年の改正法により法律の名称が厚生年金保険法と改められた。創設当初から「労働者」という用語が不評だったからである。
- 6) 一部中小企業から負担が重過ぎるというクレームがあったが、適用事業所の人数要件を 5 人から 10 人に引上げるにより、解決が図られた。
- 7) 当時の基礎率としては、死亡率や脱退率、昇給指数などのほかに、積立金の運用利回りがあった。しかしながらスライド規定はなかったので、物価や賃金の上昇率は基礎率にはなかった。いずれも統計的に得られる係数であるので、前提の置き方に政治的議論の入り込む余地はほとんどなかったと言える。
- 8) 1946 (昭和 21) 年 11 月 3 日に公布された。
- 9) それまでは 1944 (昭和 19) 年に定められた保険料率で男子、女子はともに 11.0%、坑内員は 15.0%であった。
- 10) GHQ の担当者は「廃止なんてとんでもないことだ。20 年経って年金をもらい始めるようになったらきっと感謝するよ」という話をしたといわれている ((財) 厚生団 (1988))。
- 11) 1961 (昭和 36) 年から拠出制の国民年金制度が施行されるが、国民年金制度も発足当初は平準保険料方式で保険料が設定された。
- 12) 給付算定式における給付乗率は、20 年加入の乗率が 10/30、20 年を超える 1 年ごとに 1/30 が加算されるものであった。
- 13) 統計がないので推測するしかないが、標準報酬の上限程度に標準報酬月額が上昇したとすれば、1947 (昭和 22) 年以前の報酬額は 1948 (昭和 23) 年の報酬額の 13 分の 1 よりも小さくなる。制度発足当初の期間であれば、54 分の 1 よりも小さい金額になる。それらを合計して平均を作ると極めて小さい金額になることが推測できる。さらに、1949 (昭和 24)

年以降もインフレは続いた。

- 14) 激しいインフレが進行していたときに、労使交渉で退職金を上げる企業が多く出てきた。このため、経営側は厚生年金保険給付の改善は将来の厚生年金保険料の負担の増加につながり、二重の負担をすることになるとして反対したのである。厚生年金保険給付の改善は 1965（昭和 40）年に改正で「一万円年金」として実現することになるが、この時の二重の負担の解消策が厚生年金基金制度であった。
- 15) 現在の財政再計算規定の意義としては、国際労働機関（ILO）や国際社会保障連合（ISSA）の考え方と整合性のある形で、次のように説明されている。すなわち、年金制度を取り巻く社会経済環境は常に変化しているので、定期的に年金制度の財政状況を検証し、見直しを作成して、財政均衡が保たれているかどうかを調べる作業が必要であり、この作業を総称して財政再計算と呼ぶ。なお、2004（平成 16）年改正以降はこのような作業は「財政検証」と呼ばれている。
- 16) 例えば 1988（昭和 63）年の厚生年金基金制度に関する制度改正は、本体財政には関係がなく、保険料率の見直しとは無関係に行われた。
- 17) 例えば、1973（昭和 48）年の改正による過剰給付の出現を、1985（昭和 60）年改正、1994（平成 6）年改正、2000（平成 12）年改正等で、抑制してきていたので大事に至らずに修正できた。これが仮に放置されたままになっていたら、修正はより強権的な修正になっていたであろう。
- 18) 当時は「修正積立方式」という言葉が使われたが、ここでは「段階保険料方式」という言葉を用いることとする。1985（昭和 60）年の改正においては、世代間扶養という仕組みが強調され、公的年金制度の財源調達方式は最終的に賦課方式にソフトランディングする、という考え方が強調され、財源調達方式も「修正賦課方式」という言葉まで一部で使われることになったが、「修正積立方式」と「修正賦課方式」の違いは明確には定義できないため、この章においては「段階保険料方式」という言葉で統一することとした。「段階保険料方式」という言葉自体も、漠然と保険料率を少しずつ引き上げていく財源調達方式という意味だけで、その方法は無数に存在し、平準保険料方式とは違って、これで保険料率が決まるというものではない。用語法はその定義を明確にすること、もしくはその意味の不明確さを踏まえた上で議論をすることが肝要である。
- 19) 年金制度における「財政方式」とは、給付が決められたときにその財源を時系列的にどのように調達するかを表す概念を意味する。本章においてはこれまで財政方式という言葉を用いなかったが、それは次のような理由による。現行の財政フレームでの財源調達方式は保険料水準固定方式であり、給付水準はマクロ経済スライドによって変化するものとなっている。このため、現行の財政フレームでは、給付が決められていないので財政方式という言葉は使えないのである。また、保険料水準固定方式ではあるがこれを平準保険料方式と呼ばないのは、給付が決められたうえでの平準保険料率ではないからである。こうした現行方式も包摂した議論をする必要があるので、「財源の調達」というような一般的な言葉を用いてき

た。なお、財政方式という言葉も、時々社会保険料方式か税方式かを表す言葉として用いられることもあるので、議論を始めるときには確認してから行う必要がある。

- 20) この「完全積立方式」は平準保険料方式を意味している。
- 21) 段階的に保険料率を引き上げていき、最終的に到達する保険料率が財政均衡をもたらすとき、この最終的に到達する保険料率は恒常料率と呼ばれた。
- 22) わが国の公的年金制度の積立金がかなりの程度の規模で存在しており、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が世界一の機関投資家として存在しているのは、このような経緯による。一方、ドイツは 1950 年代に賦課方式に移行することを決断し、それ以降は積立金をほとんど持たない財政運営を行ってきたが、時には保険料収入が不足する事態に遭遇し、急遽保険料の納付期限を 2 週間前倒しするなどの応急手当てを講じたことがある（2005 年）。ドイツがこのようなほぼ完全な賦課方式の財政運営に踏み切った理由のひとつとして、人口高齢化がわが国に比べて緩やかだったことが挙げられる。
- 23) 当時は積立金を大蔵省資金運用部に預託する義務があったため、積立金は財政投融资計画に組み込まれており、積立金を取り崩すことは非現実的であった。
- 24) 激しいインフレーションが起きれば、積立金が目減りして役目を果たせなくなるリスクはあるが、これまでのところそのようなインフレはなく、積立金が安定的な制度運営に果たした役割は大きい。今 COVID-19 の影響で、保険料収入が大幅に減少する可能性があるが、COVID-19 の影響がよほど長く続かない限り、積立金の効果で給付の支払いに支障をきたすことはないと考えられる。
- 25) 国民年金制度の財政運営についても、制度設立当初は平準保険料方式であったが、それ以降の財政再計算においては厚生年金保険制度と同様、段階保険料方式が採られた。
- 26) その時々で少しずつニュアンスが異なるところがあるが、ベースになる考え方はここに示されている 4 つの条件であり、紙数の関係からもすべてを記述することは省略する。
- 27) 厳密には 1994（平成 6）年の改正で給付には反映されないがボーナスからも 1% の料率により保険料が徴収されていた。これも含めた保険料と等価になる率として 13.58% が定められた。
- 28) ベルリンの壁崩壊後、中・東欧諸国が社会主義経済から自由主義経済に移行するにあたり、世銀・IMF から融資を受けたが、その融資の条件に社会保険制度の公的年金制度を個人勘定による世銀方式に移行することが含まれていた。このため多くの中・東欧諸国が世銀方式に移行したが、リーマンショック後、これらの諸国では全部または一部を世銀方式から元の社会保険方式に戻す動きが出て今日に至っている。
- 29) それ以外の推計方法では新しい要素を加味することになるが、それは政治的議論になりやすく、政治的議論になった場合には、ほとんどの場合、收拾がつかない結果になる。
- 30) 問題をこのように整理するにあたっては、イタリアやスウェーデンで行われた年金制度改正が大きなヒントとなった。イタリアでは一人当たり賃金上昇率に基づくスライドではなく、マクロ指標である経済成長率を用いる改正を行っていた。スウェーデンでは保険料率を

固定し、財政均衡が失なわれる場合には自動均衡メカニズムを発動するという措置を導入していた。これらがヒントになったのである。

- 31) 厚生年金保険料拠出計画は 2004（平成 16）年 10 月に 13.58%から 13.934%に上げたのち、毎年 9 月に 0.354%ずつ引上げ、2017（平成 29）年 9 月に 18.3%に上げたのちこの率で固定するという計画であった。
- 32) 実際には、例えば令和元年財政検証においては、2019 年から 2115 年までの 96 年間となっている。
- 33) 1999（平成 11）年の財政再計算においては、現在から未来永劫の期間において財政が均衡するように財政計画を立てていた。これを永久均衡方式と呼んでいる。この場合、人口推計等の与件として必要な推計が未来永劫は存在しないために、現在と同じように概ね 100 年くらいの給付費の推計を行い、そのあとは 100 年間の最後の 10 年間の状態が繰り返されるという前提で未来永劫の給付費を設定し、均衡する財政計画を推計していた。この手法は根拠が粗すぎるという批判や積立金を持ち過ぎる結果になるという批判から、2004(平成 16)年の財政再計算では、有限均衡方式に変更された。
- 34) アメリカの OASDI については、財政均衡期間は 75 年であるが、わが国と同様財政均衡期間の最終年度末において最終年度の給付費と同じ金額の積立金が残存することを財政均衡の条件としている。
- 35) 65 歳における男女計の平均余命の伸び率は、冬季にインフルエンザが流行したか否かでかなり変動するので、2002（平成 14）年 1 月の将来推計人口の見通しに基づいて、0.3%と固定されている。
- 36) スライド調整率は人口的要素からなり、マクロ経済指標は見当たらないが、当初はイタリアのようにマクロ経済指標でスライドを行い、財政の自動均衡を図ることを模索したためこの名前が付けられた。結論は、マクロの経済成長率を用いることは、結局一人当たりの GDP 成長率から人口減少率を減じることになるので、人口的要素のみから成るスライド調整率の形が生まれたのである。
- 37) この考え方は結果としてドイツが同じ 2004 年の法律改正で導入した「持続可能係数」と酷似している。
- 38) 被保険者の標準報酬額とは、その者の標準報酬月額と、標準賞与額の合計額を 12 で除して得られる金額との合計額を意味する。粗く言えば、ボーナス込みの年収の月額換算と言える。
- 39) 「目安となる夫婦」とは、その年度に 65 歳に達する同年齢の夫婦で、夫は 20 歳から 60 歳までの 40 年間、厚生年金男子被保険者の平均的な収入を稼ぎ、妻は 20 歳から 60 歳までの 40 年間専業主婦だった夫婦を意味している。
- 40) 因みに令和元年財政検証における 2019（令和元）年度の所得代替率は 61.7%である。
- 41) ここでは給付水準下限の規定を無視して、機械的に給付水準調整を進めると仮定している。
- 42) マクロ経済スライドにはふたつの非発動条項が設けられているが、発動されなかった率に

については翌年度のスライド調整率に加えるという改正が 2016(平成 28)年改正で行われた。この翌年度に加える措置をキャリアオーバーと呼んでいる。2018(平成 30)年度から実施された。

- 43) このことの解決を急ぐあまり、厚生年金保険の積立金と国民年金の積立金を統合して、厚生年金と国民年金の収支を合わせてマクロ経済スライドを発動すれば、スライド調整期間が同じになるという議論があるが、これは丁寧に組立てる必要がある。
- 44) 厳密には基礎年金拠出金の半額だけ所得按分になっている。被用者年金一元化の際の激変緩和措置で、2027(令和 9)年以降見直すこととなっている。
- 45) 1983 年改正により、積立金を持つ運営に転換した。
- 46) カナダはそれまでも積立金を保有する財政運営を行ってきたが、1998 年の改正で、その保有を強化する改正を行った。
- 47) 年金積立基金が 1999 年のシャルパン報告により設置された。

〔参考文献〕

- 厚生省保険局「厚生年金保険 15 年史」(1957)
厚生省年金局、社会保険庁運営部「厚生年金保険五十年史」(1993)
(財)厚生団「厚生年金保険制度回顧録」(1988)
厚生省年金局「厚生年金保険・国民年金 昭和 55 年財政再計算結果」(1981)
厚生労働省年金局「厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果」(2005)
厚生労働省年金局「平成 26 年財政検証結果レポート」(2015)
第 9 回社会保障審議会年金部会(資料 1)～(資料 4)(2019)
玉木伸介「年金 2008 年問題」(2004)(日本経済新聞社)
「一2020 年改正一高橋俊之年金局長インタビュー」(2020)(週刊年金実務第 2399 号)
江口隆裕「フランスの年金改革一年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律一」(2003)
社会保障制度改革国民会議報告書(2013)
坂本純一「公理・定理・近似」(週刊年金実務)
坂本純一「数理の目」(年金時代)
権丈善一「年金改革と積極的社会保障政策」(2004)(慶応義塾大学出版会)
権丈善一「ちょっと気になる社会保障(知識補給増補版)」(2017)(勁草書房)

第 6 章 賦課方式公的年金における積立金運用と資金循環構造

【注】

- 1) この章では、「公的年金」は「公的年金保険」を意味する。
- 2) 積立金を有する賦課方式年金の収支の数値例を示せば以下のとおりである。
 - ① ある国において、100 の国民所得があって、労働に 70、資本・土地に 30 が分配されているとする。
 - ② 公的年金の保険料率は 18.3% で、積立金の運用資産がこの国の資本・土地の 10% を占めるとする。
 - ③ この時の公的年金制度の収入・給付財源は、
賃 金から： $70 \times 0.183 = 12.81$
積立金から： $30 \times 0.1 = 3$
合 計： $12.81 + 3 = 15.81$
 - ④ 15.81 を個々の高齢者に対し、過去の拠出実績に概ね応じて給付すれば、収支は均衡する。
 - ⑤ 仮に 100 の国民所得の分配が、労働に 50、資本・土地に 50 に変わってしまったとする。
その場合、給付財源は
賃 金から： $50 \times 0.183 = 9.15$ (③対比 28.6%減少)
積立金から： $50 \times 0.1 = 5$ (③対比 66.7%増加)
合 計： $9.15 + 5 = 14.15$ (③対比 10.5%減少)
と、賃金からの財源減少と積立金からの財源増加が相殺しあって、合計は賃金からのものの 28.6%減少に比べて小幅な減少にとどまっている。
- 3) 我が国では、高度成長期から高齢化が本格化するまでの間に積立金が形成された。積立金が財政投融资の原資となって、日本経済の成長と実質賃金の上昇及び国民生活の向上に効率よく結びつくインフラ整備等に充当されていれば、「痛み」は減殺されていたといえる。
- 4) <https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/gbb/202003.html>
- 5) https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/month1_01/yokashi03483.pdf
- 6) 金融商品の賦存量の制約が年金その他の機関投資家の運用行動を歪め、さらには金融システム全体の不安定要因になる可能性については、玉木 (2014) pp.423-427 参照。
- 7) 当時の景気循環の上昇局面では、資本財輸入の増加等によって貿易収支が悪化し、固定為替相場を維持するためには、金融政策を引き締め方向で運営するなどして国内需要を抑制せねばならなかった。このため、「国際収支の天井」という表現が使われていた。
- 8) このような有効需要としての消費を現役世代と高齢者に分けて定式化することについては、伊東 (1987) において行われている。
- 9) 世界銀行東京事務所資料

http://worldbank.or.jp/31project/japan_highway1st/index.html#.XmoNpW5uJPY

- 10) 社会資本整備審議会道路部会資料
<https://www.mlit.go.jp/common/000044521.pdf>
- 11) <https://www.mlit.go.jp/crd/city/sewage/data/fukyuritu.html>
- 12) 昭和のバブル期、郵便貯金及び公的年金による「自主運用」が、資金運用部からの借入れ（長期固定金利）で資金を調達して開始された（財投改革まで継続した）。公的年金については年金福祉事業団が主体となって行ったが、長期金利を負担しつつ金融・資本市場で運用してリターンを獲得することは容易なことではなく、金利を支払ったうえでの年金福祉事業団の損失にしばしば批判が集まっている。ただし、年金特別会計は、資金運用部に預託する際に預託金利を得ているので、年金財政の観点からは、年金福祉事業団の損失の大きさ自体を論じる意味は大きくない。
むしろ問題は、
- ①政府自らバブルを増幅したこと、
 - ②社会全体に透明で効率的な資金運用を行う環境が未整備な（金融・資本市場のクオリティが低い）中で国民の資金を市場に投じたことで、年金制度に対する国民の信託を損ねた可能性があること、
 - ③政府が民間資産、特に国内企業の株式を間接的にせよ保有することについてきちんとした議論なく着手したことが既成事実となって、本源的な議論の機会が失われたこと、
 - ④当時は、株式の委託売買手数料や運用報酬が高く、高コストの運用を行うことによって年金財政の負担となったこと、
- にあると言えるのではないか。
- 13) 償還資金の一部は、一定の期間、財投債の引受けに充てられることとなっていた。

〔参考文献〕

- 伊東光晴（1987）「老いの政治経済学」『老いと社会システム』（岩波書店、1987）11-52 頁。
権丈善一（2016）『ちょっと気になる社会保障』勁草書房
玉木伸介（2004）『年金 2008 年問題』日本経済新聞社
玉木伸介（2004）「公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討」『季刊社会保障研究』第 49 巻第 4 号、421-433 頁
Barr, Nicholas（2001）The Welfare State as Piggy Bank, New York :Oxford University Press.

第 9 章 私的年金制度を取り巻く環境の変化と課題

－諸外国の私的年金制度からの示唆と今後の在り方－

【注】

- 1) 即時認識について、日本と米国の会計基準では数理計算上の差異を発生年度又はその翌期以降の一定期間で損益計算書に遅延認識（リサイクリング）する一方、IFRS では、その後損益計算書に反映しない（ノンリサイクリング）。また、米国会計基準では、数理計算上の差異が退職給付債務と年金資産いずれか大きい方の 10% の範囲に収まっていれば償却を要しない（コリドールール）。
- 2) AIJ 事件とは、2012 年 2 月に AIJ 投資顧問が年金基金から預かった多額の資産を消失させていたことが発覚した事件。虚偽の報告書を顧客および当局に報告して発覚を免れようとし、被害総額は 84 基金で約 1853 億円にのぼった。
- 3) 英国の NEST は、職域年金に加入していない 22 歳以上で公的年金支給開始年齢未満（男性 65 歳、女性 60 歳）で、年間所得 5,035 ポンド以上の被用者が自動加入（任意脱退可能）となる。なお、22 歳未満および年間所得 5,035 ポンド以下の被用者や自営業者等は任意加入が可能。
- 4) カナダの RRSP は、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の EET 型で、拠出限度額は 71 歳まで企業年金と個人年金の拠出額を合わせて、前年年収の 18% または年間 2 万 6500 カナダ・ドル（2019 年度）である。
- 5) 年金バイアウトとは、年金の資産と債務を一定の手数料を上乗せして保険会社等に売却し、保険会社が受給者に年金給付を行う。

〔参考文献〕

- 企業年金連合会（2019）『企業年金に関する基礎資料』（令和元年度版）
- 小松原章・中嶋邦夫（2006a）「英国年金制度改革の動向と保険業界の対応」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2006 年 10 月号
- ・——（2006b）「私的年金が強化されるドイツ年金制度」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2006 年 12 月号
- 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構編（2013）『国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版 IRA の可能性を探る～』2011 年度研究報告書
- 齋藤温子（2009）「ドイツの確定拠出型個人年金制度（リースター年金）の現状」『資本市場クォーターリー』2009 年秋号
- 菅谷和宏（2013）「個人の資産形成のための新しい個人退職勘定制度（日本版 IRA）の創設について」『ファイナンシャル・プランニング研究』No.13 2013, 日本 FP 学会発刊
- 高橋正国（2005）「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2005 年 2 月号
- ニッセイ基礎研究所（1999）「米国の IRA（個人退職勘定）」『年金ストラテジー』July 1999: p.6

野村亜紀子（2006）「個人型確定拠出年金の課題——米国 IRA の発展からの示唆」『資本市場ク
ォータリー』野村資本市場研究所，2006 年 冬号ニ

藤田直樹（2016）「日本における退職給付会計の変遷に関する考察」

りそな企業年金研究所（2012）「適格年金の 50 年間のあゆみ」企業年金ノート 2012.4, No.528

第 11 章 企業と退職給付制度との関わり

【注】

- 1) 畑 (2001) 196 - 202 によれば、奥女中には定年退職は無かったが、大奥に 30 年以上勤務して隠居した女中には死ぬまで困らない扶持が与えられたという。具体的には、延享元年 (1744 年)「御暇之女中御手当之事」を引用し、切米と合力金のうち、多い方と扶持米を一生、与えるとある。これは現役とほぼ同じ水準の支給であり、幕府が死ぬまで生活を保障した一種の年金制度であったと指摘している。(但し、その後の幕府財政の窮迫により、支給のための年数要件が勤務 30 年以上から 40 年以上へと引上げられた)。
- 2) 江戸時代以来、住友には本家、末家、別家があり、支配人等の役職につくか特別功勞のあった手代が退職後に住友の末家に列せられ泉屋の屋号を称していたが、慣習として、末家には「家督金」が付与されていた。これは、退職金的な意味合いを持つが、原則、実金額を住友本家に預け金とし、毎年利子 (不動産の利回りよりも高いレベル) を付与するという制度であった。(宮本・作道 1979 : 132、138) (第 5 章須賀俊夫執筆)。この制度は一種の管理職向け退職年金と見做すことが出来ると考えられる。
- 3) 武藤は明治 37 年にクルップ社の職工に関する施設について詳述した資料を入手し、福田徳三 (元東京高商教授) に翻訳を依頼した (山本長次 (2013) 75 頁)。なお、クルップ社の工場制度は住友も注目しており「同規則を取り寄せ翻訳」との記述がある (山本 2010 (上) 491)

鐘紡共済組合の年金に関する主な規定は以下の通りである。(鐘淵紡績株式会社 1998)

- ・ 対象は社員 (会社一般の雇入)、保険料は毎月 1 回給料月額 の 3 % (会社は毎年の保険料収入の半額以上を補助金として支出する)。尚、一定の条件下では保険料免除の規定もあった。
 - ・ 男子は 15 年、女子は 10 年勤続すると退社後に 15 年間の有期年金を支給。
 - ・ 年金額は男子の場合、給料 1 年分の 15%、女子は 10%。支給額は既定の勤続年数を 1 年増すごとに 1% 増す。
 - ・ 年金支給は毎年、6 月と 12 月の年 2 回。
- 4) 岡田 (1982) 13~17 頁によれば、明治初期の福利厚生制度は江戸時代の遺制を継承したもので 2 系統あり、幕府による鉱山経営を受け継いだ官営企業の「お上のお情け的」で社会保障の補完的性格の制度と、商家の慣行的な忠誠心維持と労働力の維持を目的とした温情主義的な施策による制度があるという。岡田は我が国の福利厚生における温情主義的施策は江戸時代の商家の経営思想の中に基盤があると唱えている。また、福利厚生の機能を歴史的観点から整理すると、生産設備に準じる施設の要素・労務政策の補完・賃金の補完・社会保障の補完の 4 点に集約できるといふ。

一方、鈴木 (2009) 269 頁では、社会保障と企業の関係について「企業の労務管理制度として発展してきた企業内福祉諸制度と、労働者の相互扶助組織による各種共済組合給付とい

う、2つの源流に行きつく」とし、年金も企業における制度が立法化されて発達したと述べている。

- 5) 岡田 (1982) 634 頁はこの点で社会保障補完を強調する。また、鈴木 (2009) 269~270 頁は「福祉国家による公的な社会保障制度が確立した現在でも、企業は依然として社会保障の有力な支柱」であると指摘し、企業独自の福祉制度の中で退職金・企業年金の重要性を指摘する。
- 6) 遠藤 (2009) 79 頁では、退職金制度について「長期雇用を前提とした生活保障の性格と同時に長く務めたことへの功労報償的な性格をあわせもつだけでなく、就業規則に給与および勤続年数に応じて退職金の支給条件が整備されるに従い賃金の後払いとしての性格をもつ」と指摘している。
なお、退職金の減額をめぐる判例やその判例評釈等からは、2~3の性格を併せ持つとする指摘が多いようだ。(トヨタ工業事件・東京地判平成 6 年 6 月 28 日では「退職金は功労報償的性格と共に、賃金の後払的的性格をも併せ持つ」と判示している)。
- 7) 森戸 (2003) 18~24 頁、39-41 頁。森戸は、内枠方式の場合「日本の企業年金は退職金から移行」、「労働に対する見返りとして支払われる金銭」ならば「企業年金は賃金と同じ性格」(但し、労基法上の賃金か否かは別問題)と指摘。そして法律的・政策的にも「企業年金と退職一時金制度を区別して扱うことはできない」と主張している。また、特に確定給付企業年金に関しては「DB はもともと自社の退職金」とのコメントがある。(森戸 2018: 8 頁)。
- 8) 山川 (2008) 120 頁は「企業年金を巡る法的規律は主に社会保障法の問題であるが、労働法上も、企業年金が賃金に該当するか、不利益変更は許されるのかなどの問題」を指摘する。
なお、受給権保護のために企業年金の性格を出来るだけ賃金の後払いと解釈すべきとする考えが有力との指摘もある(江口 2015: 134)。
- 9) 岩村 (2009) 80 頁は、企業年金について「企業の事業活動を基盤とした、企業、従業員、受給者の利益の均衡の上に成り立つ」と指摘する。
一方、受給者減額が争われた幸福銀行事件(大阪地判平成 10 年 4 月 13 日)では、判旨は、同銀行の制度の特徴(一時金が別途あること、終身支給、連生年金の仕組み等)から、退職年金自体を功労報償的性格が強い、規定に記載される以上の給付については恩恵的性格が強いと判断している。
- 10) 柳瀬 (2019) 44~49 頁は、CGC による企業年金の専門性向上が従業員の資産形成に寄与し、母体企業の中長期的な企業価値や株主価値の向上につながると期待するが、他方で母体企業の従業員や企業年金の受給者と株主の間の潜在的な利害対立の懸念も指摘する。
- 11) ニッセイ年金ストラテジー267号を参照。CGC 原則 2-6 に関して、DC についても同原則に沿った対応が必要であり、従業員の資産形成へ寄与する取り組みを通じて、企業価値の中長期的向上という目的が達成されるとコメントしている。
- 12) 例えば、日本経済新聞 2019 年 8 月 21 日「米企業‘株主第一’に転機」、同年 9 月 28 日「脱株主宣言’の存在意義」、渡辺宏之「日本企業、株主中心主義から脱却を」同 2020 年 2 月 18

日、ブライアン・モイニハン「公益軽視なら経営者退任」同 2020 年 3 月 12 日などを参照。但し、日本企業は株主利益を棄損しており、まずは低収益脱却が先決であって、米国とは出発点が違う（日本は従業員などの利益を既にある程度、確保している）との指摘（池尾和人「日本、まず低収益脱却を」日本経済新聞 2020 年 3 月 12 日）や、安易な株主至上主義からの脱却に疑念を呈し、株主利益を犠牲にしてステークホルダーの利益を守ることは日本経済の低成長・低収益を長引かせるとの主張（田中亘「日本企業、安易な追随避けよ」日本経済新聞 2019 年 12 月 18 日）があることには、留意が必要である。

なお、加護野（2014）49 頁～では「従業員の見えざる出資」という概念で、日本の会社統治における従業員の利益重視の姿勢を説明する。これは年功賃金と生産性との乖離（特に若年層）が見えざる出資の源泉であり、従業員による自律的ガバナンスの可能性を指摘している。

- 13) 橘木（2005）106～111 頁。退職金・企業年金を「賃金の後払い」と規定し、廃止すべきと主張。その論拠は①労働移動に中立でない②公的年金に一元化された方が効率的、且つ、雇用者と自営業者の間に不公平がある③後払いよりも現在使いたい労働者もいる④企業は永続的でない⑤中小企業には制度がいきわたっていない、企業間格差が大きい等をあげている。また、自社での制度運営の高い管理コストもネックの一つと指摘する（同書 161 頁）。なお、岡田（1982）2～4 頁によれば、石油ショック後に企業経営の合理化が図られる中で、温情主義に基づく福利厚生を否定し、一企業の福祉よりも国の福祉政策の方がベターという論調が生じていたという。
- 14) 春期交渉を報じる日本経済新聞 2020 年 3 月 12 日記事「縮む賃金 競争力に影響も」では、パナソニックがベア以外に企業型確定拠出年金の拠出金増額で従業員に報いると紹介されている。（但し、一方では、日本経済新聞 2020 年 3 月 8 日記事「福利厚生スキルや育児で」によれば、経団連 63 回福利厚生調査をもとに、資産形成の支援や住宅などから人材投資へ重点が移り始めていると指摘していることに注意が必要である）。
- 15) 岡田（1982）633～635 頁では①勤続功労報酬説、②賃金後払い説、③社会保障補完説の 3 つに分類。①は昭和 22 年 9 月 13 日（発基第一七号）労働次官通達を基に退職金を恩恵的給付と見做し、②は電産労組が退職金要求の根拠とした主張した説で、労使交渉のロジック的位置づけ、③は日本の社会保障制度の歴史的背景を基にしているとする。
一方、濱口（2018）163 頁では、1949 年日経連による功績報償と社会保障の補充としての付随的な生活保障との主張、これに対する労働側の賃金後払いなし生活保障との主張を紹介している。
なお、この 3 つの分類に批判的見解として、大湾・須田（2009）20 頁がある。功労報償と賃金後払いは労使対立の中でのレトリックであり、また、3 つの概念は相対するものではなく、併記すること自体がおかしいと指摘している。

〔参考文献〕下記、及び本文中と脚注に掲載のもの。

- 岩村正彦（2009）「判批」『別冊ジュリスト』197号
- 泉本小夜子（2006）『退職給付会計の知識』（日経文庫）
- 内田貴（2010）『制度的契約論 - 民営化と契約』（羽鳥書店）
- 遠藤隆久（2009）「判批」『別冊ジュリスト』197号
- 大内伸哉（1999）「判批」『ジュリスト』1154号
- 大湾秀雄・須田敏子（2009）「なぜ退職金や賞与制度はあるのか」『日本労働研究雑誌』585号
- 岡田義晴（1982）『変革期の福利厚生とその理論』（労務研究所）
- 加護野忠男（2014）『経営はだれのものか』（日本経済新聞社）
- 鐘淵紡績株式会社編（1998）『鐘淵紡績株式会社従業員待遇法』（久山社）
- 江口隆裕（2015）「第6章年金法」河野正輝・江口隆裕編著『レクチャー社会保障（第2版）』（法律文化社）
- 神尾真知子（2002）「判批」『別冊ジュリスト』165号
- 企業年金連合会（2019）『企業年金に関する基礎資料』（企業年金連合会）
- 岸田雅雄（2012）『ゼミナール会社法入門（第7版）』（日本経済新聞社）。
- 厚生省年金局年金課他監修（1996）『厚生年金保険法解説』（法研）
- 厚生労働省企業年金研究会（2007）「企業年金制度の施行状況の検証結果」（2007年7月）
- 作道祥太郎編（1982）『住友財閥』（日本経済新聞社）
- 佐野邦明（2018）「国際比較から見る日本の年金制度等の課題」『企業年金』2018年7-8月号
- 清水信弘（2019）「欧州の職域年金制度の動向と日本への示唆」『企業年金』2018年7-8月号
- 新日本有限責任監査法人（2017）『退職給付会計のしくみ（第2版）』（中央経済社）
- 菅野和夫（2019）『労働法（第12版）』（弘文堂）
- 鈴木不二一（2009）「企業の社会的責任と社会保障」宮島洋他編『社会保障と経済Ⅰ』（東京大学出版会）
- 橘木俊詔（2005）『企業福祉の終焉』（中公新書）
- 橘木俊詔（2016）「企業年金はどうあるべきか」読売新聞2016年8月14日記事
- 嵩さやか（2009）「企業年金の受給者減額を巡る裁判例」『ジュリスト』1379号
- 坪野剛司編（2005）『新企業年金（第2版）』（日本経済新聞社）
- 西久保浩二（2009）「企業内福利厚生と社会保障」宮島洋他編『社会保障と経済Ⅰ企業と労働』（東京大学出版会）
- 日本経営史研究所編集（1983）『三井両替店』（三井銀行「三井両替店」編纂委員会）
- 日本経営史研究所編集（1988）『日本郵船100年史』（日本郵船）
- 野村晃（2004）「退職金と賞与」『ジュリスト労働法の争点（第3版）』
- 間宏（1978）『日本労務管理史研究』（お茶の水書房）
- 畑尚子（2001）『江戸奥女中物語』（講談社現代新書）
- 花見忠（2006）「企業年金給付減額・打切りの法理」『ジュリスト』1309号

- 濱口桂一郎 (2016) 「高齢者雇用施策を考える」『エルダー』2016 年 9 月号
- 濱口桂一郎 (2018) 「退職金と企業年金の法政策」『季刊労働法』261 号
- 三井文庫編 (2015) 『史料が語る三井の歩み』(三井文庫)
- 水町勇一郎 (2011) 『労働法入門』(岩波新書)
- 宮本又次・作道祥太郎編著 (1979) 『住友の経営史的研究』(実教出版)
- 武藤山治 (1998) 『私の身の上話』(ゆまに社)
- 森田慎二郎 (2008) 「第 8 章退職所得保障における企業自治と国の関与」大曾根寛他編『社会保障法のプロブレマティーク』(法律文化社)
- 森戸英幸編 (2007) 『企業年金ガバナンス』(中央経済社)
- 森戸英幸 (2003) 『企業年金の法と政策』(有斐閣)。
- 森戸英幸 (2004) 「企業年金」『別冊ジュリスト労働法の争点 (第 3 版)』
- 森戸英幸 (2018) 「企業年金制度研究会報告」『企業年金』2018 年 5 月号
- 森戸英幸 (2002) 「判批」『別冊ジュリスト 165 号』
- 柳瀬典由 (2019) 「コーポレートガバナンス改革とアセットオーナーとしての企業年金の役割」『週刊社会保障』3039 号
- 山川隆一 (2008) 『雇用関係法 (第 4 版)』(新世社)
- 山口修 (2017) 「退職給付制度の現状と課題」『年金と経済』2017 年 10 月号
- 山口修 (2019) 「企業年金制度の沿革、現状と今後の展望」『横浜経営研究』第 38 卷 3 号。
- 山本一雄 (2010) 『住友本社経営史 (上) (下)』(京都大学学術出版会)
- 山本長次 (2013) 『武藤山治』(日本経済評論社)

第 12 章 企業年金の資産運用

－株式投資の推移とコーポレートガバナンス、E S G等の課題への対応－

〔参考文献〕

- 村上正人（1990）「年金信託の資産運用について」『信託』164号
企業年金連合会のウェブサイト掲載 企業年金実態調査資料（各年度）
坪野剛司編（2002）『総解説 新企業年金 第2版』日本経済新聞社
厚生年金基金連合会（1990）「年金資産運用の基本方針」
厚生年金基金連合会（1999）『運用自由化時代の年金基金の資産運用』東洋経済新報社
P・F・ドラッカー（1999）『新訳 見えざる革命—年金が経済を支配する』上田惇生訳 ダイアモンド社
井手正介（1986）『アメリカのポートフォリオ革命』日本経済新聞社
小谷野薫（1992）「米国のコーポレート・ガバナンス」『財界観測』5月号
厚生年金基金連合会（1998）「コーポレート・ガバナンスに関する研究会報告書」
厚生年金基金連合会（1998）「資産運用研究会報告書 ～運用自由化時代の基金の資産運用～」
厚生年金基金連合会（2000）「受託者責任ハンドブック（運用機関編）」
村上正人（2009）『「株主」としての年金ファンド』角川学芸出版
村上正人（2011）『年金基金が賢明な投資家であるために』角川学芸出版
内閣府（2010）『平成 22 年版 経済財政白書』
UNEP（2006）『責任投資原則 Principles for Responsible Investment』棚橋俊介訳
鈴木裕、横塚仁士（2012）「「ビジネスと人権」を巡る国際動向と企業経営への影響」『大和総研調査季報』新春号 Vol.5
Sustainable Japan のウェブサイト (<https://sustainablejapan.jp/>, last visited, 4 June 2020)

第 13 章 将来生活設計と年金制度

－全く新しい将来生活設計と年金制度への新アプローチ－

【注】

- 1) 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「第 6 回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」(2016 年) より
- 2) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2011 年)
- 3) 内閣府大臣官房政府広報室 (2018 年 11 月調査) より
- 4) 2020 年 3 月に国会に提出された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」で同年 5 月 29 日の国会で成立した。
- 5) 被用者保険の適用拡大についても 2020 年の年金改正法に盛り込まれており、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について段階的に引き下げること等が予定されている(具体的な施行時期については、現行 500 人超のところ、2022 年 10 月には 100 人超、2024 年 10 月には 50 人超の企業が適用対象となる)
- 6) 2020 年の年金改正法では、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を現行の 28 万円から 47 万円に緩和されること (2022 年 4 月施行) と 65 歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を現行の退職時・70 歳時から毎年定時に改定すること (2022 年 4 月施行) になっている。
- 7) 厚生労働省 HP「確定拠出年金の施行状況」より
- 8) 改正法により、企業型確定拠出年金加入者については、2022 年 10 月から、規約の変更なしで iDeCo に併用加入できるようになることが予定されている。

〔参考文献〕

- 企業年金連合会 (2014)「企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック」
- 権丈善一 (2017)『ちょっと気になる社会保障知識補給増補版』勁草書房
- 谷内陽一 (2020)「私的年金の税制およびポータビリティに関する考察～「継投型」による公私年金の役割分担を機能させるために～」『日本年金学会誌』39 号、56—65 頁。
- 玉木伸介 (2017)「若者に対する公的年金保険の原理の説明について」『日本年金学会誌』36 号、61—66 頁。
- 原 佳奈子編著 (2019a)『社労士さんに聞いた年金と老後とお金の話』中央経済社
- 原 佳奈子 (2019b)『公的年金ガイドブック』金融財政事情研究会
- (2020)「今後の年金広報のあり方について」『企業年金』480 号、28—29 頁。
- (2019)「社労士等の年金の専門家の現状と情報発信の担い手として求められるもの」『平成 30 年度 年金総合研究所報告書(年金等の情報発信委員会報告書)』一般社団法人年金総合研究所、119—149 頁。

- (2017) 「年金の情報発信の担い手の在り方」『日本年金学会誌』36 号、54—60 頁。
- (2019a) 「老後に向けた個人の備えの新局面と今後の課題 (年金シニアプランフォーラム 発表資料)」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- (2019b) 「iDeCo・年金のイロハのイ～基礎知識講座 (iDeCo シンポジウム 2019 発表資料)」国民年金基金連合会
- (2019c) 「人生 100 年時代の年金を考える (FP フェア 2019 発表資料)」特定非営利活動法人日本 FP 協会
- 堀 勝洋 (2017) 『年金保険法 (第 4 版) 基本理論と解釈・判例』法律文化社